

— 楽楽私書箱センターご利用規約 —

・第 1 条 (総則)

楽楽私書箱センター(以下「当店」)の利用を希望する契約者(以下「会員」)は下記の規約の各条項に同意されたものとみなします。

・第 2 条

当店は会員による当店サービスのご利用に関しては一切関知しないが公序良俗に反する行為、違法・迷惑行為を目的とした利用は禁止とする。本サービス利用中に違法行為等が発覚した場合には即時に本サービスを停止するものとする。

・第 3 条

会員がサービスを継続利用する場合はサービス利用期間満了の5営業日前までに各種料金を支払うものとする。解約希望の場合は「楽楽ホームページの問い合わせフォーム」に会員番号、契約名義を入力の上、更新日の 10 営業日前迄にメールにて連絡するものとする。

・第 4 条

私書箱サービス契約期間終了時、引き取りがなく私書箱に保管中の郵便物等は事由の如何を問わず会員が所有権を放棄したものとみなし、契約終了日から7日間を経過した時点で任意に処分するものとする。契約終了日7日以内に郵便物等の引き取りを希望する場合は1ヶ月分の利用料金を支払うものとする。また契約期間中であれば私書箱内の郵便物等の保管期限に定めは無い。但し私書箱に入らない「定形外の郵便物等」については 10 日間の保管期間を超過し、保管料の支払いもなく、引き取り要請にも応じない場合は全てのサービスの停止、及び保管中の郵便物等の廃棄処分を承諾したものとす。

会員は郵便物等を処分されても異議申し立てせず、損害賠償等の請求を行わないことを承諾する。

・第 5 条

本サービス利用の会員については別紙「楽楽・私書箱センターのご案内」記載の通りとする。

・第 6 条

私書箱サービス利用時、保管中の郵便物等の引き取りは原則、会員証持参の契約者本人のみとする。

・第 7 条

当店は、法令上の要請により会員情報の開示が義務付けられている場合、又は司法機関若しくは行政機関等から法令上の根拠に基づき会員情報の開示を命じられた場合は、当店の判断で当該会員情報を開示することができるものとする。

・第 8 条

現金を内容とする郵便物等や生き物・危険物・特別送達・本人限定郵便については一切受け取らないものとする。詳細については別紙「楽楽・私書箱センターのご案内」記載の通りとする。

・第 9 条

契約期間中は私書箱内の郵便物等の保管期限の定めは無いが、私書箱に収まり切れない郵便物等についての取り扱いについては、別紙「楽楽・私書箱センターのご案内」記載の通りとする。また、保管期限までの間に、当該郵便物等による支払期限その他の期限が徒過した場合であっても、当店は一切の責任を負わないものとする。

・第 10 条

当店は次の事項が発生した場合、会員に対しそれらの責任は負わないものとする。郵便物等の取り扱い上での誤配、遅配、紛失、盗難、天災、火災、地震、停電、通信障害等によって発生したすべての損害。但し、当店の責に帰すべき事由により郵便物等を紛失した場合、当該会員が過去 1 ヶ月の間に支払った金銭を上限に賠償するものとする。

・第 11 条

会員は住所、連絡先、メールアドレス等、届出内容に変更が生じた場合には速やかに当店へ報告するものとする。

・第 12 条

当店が公に業務停止及び当業務が遂行不可能となった場合は、その期間業務を休業もしくは廃業することができる。

・第 13 条

会員が利用規約に反する行為、不正、違法行為によって当社へ損害を与えた場合には当店は会員に対して損害賠償請求を行うことができるものとする。

・第 14 条

当サービスの利用に関して当店と会員の間にならかの紛争が生じた場合には東京地方裁判所を管轄とする。